

検査又は調査の結果（令和7年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R7.8.9	A 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> 発生した災害について、原因究明及び再発防止策の実施について指導した。 転落防止措置について指導した。 鉱山道路の幅について指導した。 保安規程に定める記録に関して指導した。
R7.9.11	B 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> 通路及び手すりの腐食箇所並びに巻き込まれ防止措置について指導した。 保安規程の記載について指導した。 保安教育の実施、記録について指導した。 鉱山道路の勾配について指導した。
R7.9.24	C 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> 鉱山道路の転落防止措置について指導した。 保安規程で定める記録について指導した。 保安教育の実施について指導した。 退避、連絡通報、消火、救護等の訓練の実施について指導した。
R7.10.31	D 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> 通路及び手すりの腐食箇所並びに巻き込まれ防止策について指導した。 保安規程で定める記録について指導した。 保安規程の記載について指導した。 再教育の頻度並びに退避、救護及び消火訓練等の活動、作業方法並びに鉱山道路の勾配について指導した。 転落防止措置について指導した。 選鉱場に関する作業手順書について指導した。

検査又は調査の結果（令和7年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R8.11.19~20	E 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山道路の勾配について指導した。 ・ 採掘現場内の崩壊による被害防止策について指導した。 ・ 通路及び手すりの腐食箇所並びに巻き込まれ防止策について指導した。 ・ 電気設備の接地抵抗値について指導した。 ・ 保安規程で定める記録について指導した。 ・ 砕鉱場における粉じん処理について指導した。 ・ 消火器等の設置について指導した。 ・ 墜落防止策について指導した。
R8.11.26	F 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山道路の勾配について指導した。 ・ 転落防止策について指導した。 ・ 保安規程で定める記録について指導した。
R7.12.1	G 鉱山	石灰石	廃止	鉱山保安法第39条に基づき、命令発動に係る調査を行った。	適	
R8.12.2	H 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安規程で定める記録について指導した。

検査又は調査の結果（令和7年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R8.12.4	I 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害の状況確認のため立入検査を行った。	不適	・発生した災害について、原因究明及び再発防止策の実施について指導した。
R8.1.23	J 鉱山	可燃性天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	—
R8.1.29～30	K 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・通路の腐食及び手すりの設置並びに巻き込まれ防止策について指導した。 ・鉱山道路の勾配について指導した。 ・転落防止策について指導した。 ・火災による被害拡大防止策について指導した。 ・採掘現場の法面傾斜について指導した。 ・粉じんの飛散防措置について指導した。 ・電気設備の接地抵抗値について指導した。 ・保安規程で定める記録について指導した。
R8.2.4	L 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・重機の消火器設置について指導した。 ・鉱山労働者代表の意見の聴取、通知及び協議について指導した。 ・保安を推進するための活動について指導した。 ・保安教育について指導した。 ・退避、救護及び消火訓練等について指導した。 ・採掘場、鉱山道路及び車両系鉱山機械の巡視及び点検について指導した。

検査又は調査の結果（令和7年度）

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R8.2.4	M 鉱山	石灰石	廃止	鉱山保安法第39条に基づき、命令発動に係る調査を行った。	適	
R8.2.5	N 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山道路の勾配について指導した。 ・ 残壁における転石の防止措置について指導した。 ・ 採掘現場の消火器の設置について指導した。 ・ 鉱山労働者代表の意見の聴取、通知及び協議について指導した。 ・ 保安を推進するための活動について指導した。 ・ 保安教育について指導した。 ・ 退避、救護、消火訓練等について指導した。 ・ 車両系鉱山機械の始業前点検について指導した。 ・ 保安統括者の選任及び解任届出について指導した。
R8.2.19	O 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巻き込まれ防止策について指導した。 ・ 鉱山道路の勾配について指導した。 ・ 転落防止策について指導した。 ・ 整備場の高圧ガス及び油脂類の貯蔵所の火災防止措置について指導した。 ・ 必要な保安規程の変更について指導した。 ・ 保安規程で定める記録について指導した。 ・ 保安規程で定める定期検査について指導した。 ・ 保安規程の記載について指導した。
R8.3.5	P 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山労働者の再教育について指導した。 ・ 巡視点検記録及び始業前点検記録の保管について指導した。

注1) 操業状態の区分は、次のとおり。

- 「稼行」：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの
- 「休止」：鉱業法に基づき事業休止認可が受けたもの
- 「廃止」：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2) 結果の区分は、次のとおり。

- 「不適」：鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果
- 「適」：「不適」以外の検査等の結果